第五十九条第一号中「第百十五条の二の二第一項第一号及び第四号ハ」を「第百二十九条の二の三第一項第一号ロ及びハ⑵」に改め、同条第二号の二中「第二十条第一項第一号」を「第二十条第一項第二号イ」に改め、同条第二号の三中「第二十条第二項第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の四　法第二十一条第二項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

第五十九条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　法第二十七条第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

第六十三条第四号イ中「第百十五条の二の二第一項第一号若しくは第四号ハ」を「第百二十九条の二の三第一項第一号若しくはハ⑵」に改める。

第七十一条の二の表を次のように改める。

| 指定性能評価機関 名称 | 指定性能評価機関 住所 | 指定の区分 | 業務区域 | 性能評価の業務を行う事務所の所在地 | 性能評価の業務の開始日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般財団法人日本建築センター | 東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 | 第五十九条第一号の二、第二号、第三号、第五号の一から第八号まで、第十号から第十二号まで、第十三号から第十五号までに掲げる区分 | 日本及び外国の全域 | イ　本部　東京都千代田区神田錦町一丁目九番地<br>ロ　所在地　大阪府大阪市中央区南本町五丁目十一番 | 平成十二年六月十六日 |
| 一般財団法人建材試験センター | 東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番四号 | 第五十九条第一号、第二号、第三号、第四号、第六号から第八号まで、第十号から第十二号まで、第十三号、第十六号、第十七号、第二十九号及び第三十一号に掲げる区分 | 日本及び外国の全域 | イ　本部　埼玉県草加市高砂二丁目九番二号 | 平成十二年六月十六日 |
| 一般財団法人ベターリビング | 東京都千代田区富士見二丁目七番二号 | 第五十九条第一号から第二号の二まで、第四号、第六号、第九号、第十号、第二十三号、第二十八号及び第二十九号に掲げる区分 | 日本及び外国の全域 | イ　本部　東京都千代田区富士見二丁目七番二号<br>ロ　所在地　茨城県つくば市立原二番地 | 平成十二年六月十六日 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 一般財団法人日本建築総合試験所 | 大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号 | 第五十九条第一号から第二号の二まで、第三号、第四号、第六号から第八号まで、第十号から第十三号まで、第十六号、第十七号、第二十一号から第二十二号まで、第二十三号及び第二十四号に掲げる区分 | 日本及び外国の全域 | 大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号 | 平成十二年六月二十九日 |
| | 公益財団法人日本住宅・木材技術センター | 東京都江東区新砂三丁目四番二号 | 第五十九条第一号、第二号、第三号の三、第八号及び第十一号から第十四号に掲げる区分 | 日本及び外国の全域 | 東京都江東区新砂三丁目四番二号 | 平成十二年六月二十九日 |
| | 一般財団法人日本建築設備・昇降機センター | 東京都港区西新橋一丁目十五番五号 | 第五十九条第一号、第六号、第七号の二、第二十二号及び第二十二号に掲げる区分 | 日本及び外国の全域 | 東京都港区西新橋一丁目十五番五号 | 平成十二年十一月一日 |
| | 一般財団法人小林理学研究所 | 東京都国分寺市東元町三丁目二十番四十一号 | 第五十九条第四号に掲げる区分 | 日本全域 | 東京都国分寺市東元町三丁目二十番四十一号 | 平成十二年十二月四日 |
| | 一般財団法人日本塗料検査協会（昭和三十年八月二十七日に財団法人塗料名称検査協会と設立されたものをいう。） | 東京都渋谷区恵比寿三丁目十二番八号 | 第五十九条第八号に掲げる区分 | 日本全域 | 神奈川県藤沢市宮前六百三十六番三号 | 平成十五年三月十四日 |